

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書の提出

令和6年中に給与、賃金等を支払われた方は、支払額の多少にかかわらず、パート、アルバイト、役員、事業専従者等**すべての従業員の給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）**を作成し、従業員が令和7年1月1日現在住民登録のある市区町村へ、**令和7年1月31日までに提出**をお願いします。（地方税法第317条の6）

給与支払報告書は、給与所得者にとって市民税・県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、**必ず期限までに提出**をお願いします。

「高崎市指定総括表」の発送対象

同封の「高崎市指定総括表」は、令和6年度高崎市に給与支払報告書を“書面”にて提出のあった事業所（他市区町村から回送された場合も含む。）にお送りしています。

高崎市に給与支払報告書を提出する際には、同封の「高崎市指定総括表」をご使用ください。独自の総括表を使用する場合も、同封の「高崎市指定総括表」を併せて添付してください。

※給与支払報告書提出事務について会計事務所等で行っている場合は、会計事務所等へお問合せください。

給与支払報告書のeLTAX又は光ディスク等による提出義務

基準年（前々年）における「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、給与支払報告書のeLTAX（エルタックス）又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

よって、**令和5年1月に税務署に「給与所得の源泉徴収票」を100枚以上提出した場合は、今回（令和7年度）の給与支払報告書については、eLTAX又は光ディスク等によって提出する義務があります**のでご注意ください。

※eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）

提出期限

令和7年1月31日（金）まで

期限までに提出がないと、特別徴収の開始（令和7年6月～）が遅れる場合もありますので、提出期限に遅れないよう早めの提出をお願いします。

<提出・問合せ先>

〒370-8501

群馬県高崎市高松町35-1

高崎市役所 市民税課 市民税担当（市役所2階27番窓口）

TEL 027-321-1218（直通）

切り取って郵送提出の際に宛名としてご利用ください。

〒370-8501

群馬県高崎市高松町35-1

高崎市役所 市民税課 宛

給与支払報告書在中

給与支払報告書（個人別明細書）の作成対象者

■ 令和7年1月1日現在、高崎市に住民登録がある従業員

■ 令和6年中の退職者のうち、退職日現在、高崎市に居住していた従業員

提出する際には、他の市区町村の分を高崎市に提出しないよう注意してください。

※従業員の異動や休業・廃業等の理由で、高崎市に該当者がいない場合は、提出する必要はありません。

提出時の注意事項

【特別徴収の義務】

事業主は、所得税の源泉徴収票と同様に、特別徴収（毎月支払われる給与から従業員の市民税・県民税を引き去り、従業員に代わって市に納めること）が義務づけられています。

ただし、普通徴収切替理由【普A～普F】に該当する場合は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。
普通徴収者分の個人別明細書の摘要欄には必ず普通徴収切替理由が分かるように符号【普A～普F】を記入し、特別徴収者分の個人別明細書と区分けして、3ページ目に記載のとおり提出してください。

※個人別明細書の退職日（退職予定日）に記載がある場合には、提出された徴収区分に関わらず普通徴収として受付します。

【その他の注意事項】

- ・従業員が個人で確定申告等を行う場合でも、給与支払報告書の提出は必要となります。
- ・パート、アルバイトや給与支払金額が2,000万円を超えて年末調整が不要な従業員についても提出が必要です。
- ・事業専従者の給与や、源泉所得税のかからない給与の場合であっても提出が必要です。
- ・退職者のうち、退職した年の給与支払金額が30万円以下である場合には、給与支払報告書の提出を省略できますが、公平、適正な課税のためできる限り提出をお願いします。

給与支払報告書提出後に退職等の異動があった場合

給与支払報告書の提出後に、退職、休職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった従業員がいる場合は、**4月15日（火）まで（必着）に「給与所得者異動届出書」を高崎市に提出**してください。提出が遅れると、5月に事業所に届く特別徴収税額通知書に退職等をした従業員の税額が含まれてしまいますので、必ず期限内に提出してください。「給与所得者異動届出書」等の各種届出用紙については、高崎市ホームページからダウンロードできます。

[高崎市ホームページ](#)→[くらし](#)→[市民税](#)→[申請・届出](#)→[市民税課への提出書類（申請書・届出書ダウンロード）](#)

提出書類と提出方法

□ 給与支払報告書（総括表） 1事業所につき1枚

□ 給与支払報告書（個人別明細書） 1従業員（受給者）につき1枚

※普通徴収の場合は、摘要欄にも普通徴収切替理由に該当する符号（普A～普F）を記入してください。

※「給与支払報告書（個人別明細書）」については高崎市ホームページからダウンロードできます。

高崎市ホームページ→くらし→市民税→申請・届出→市民税課への提出書類（申請書・届出書ダウンロード）

普通徴収の対象者がいる場合

□ 【普通徴収用】給与支払報告書（総括表） 1事業所につき1枚

給与支払者が個人事業主の場合

□ 個人事業主の個人番号確認書類と身分確認書類（マイナンバーカード両面など）の写し

①～④の順番につづって提出をお願いします。

①給与支払報告書（総括表）※個人番号確認書類と身分証明書の写し（個人事業主の場合のみ）

②給与支払報告書（個人別明細書）特別徴収者分

③【普通徴収用】給与支払報告書（総括表）

④給与支払報告書（個人別明細書）普通徴収者分

【普通徴収用】令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)
※普通徴収対象者がいない場合、事業所用控えとしてご使用ください。

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)
高崎市長 発 令和7年1月21日提出

給与支払者 高崎株式会社	所在地 高崎市高松町35-1	代表者 高崎 太郎	事務所の名称 群馬会計事務所
受給者総人数 50人	特別徴収者 25人	普通徴収者 10人	普通徴収者(個人別明細書) 35人
給与支払の期日 毎月20日	支払の方法及びその期日 毎月20日	受給者の氏名 高崎 花子	受給者の住所 群馬県内の市町村は93万円以下を限度とし、超過する場合は、超過分を記入してください。

給与支払報告書(総括表)の記載にあたっての留意事項

- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「受給者総人数」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人数を記載してください。
- 「高崎市への報告人員」欄には、高崎市に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者(退職者を含む。)の延べ人数を記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- ※の欄は記載しないでください。
- 右半分の「【普通徴収用】給与支払報告書(総括表)」は、普通徴収対象者がいる場合のみご提出ください。普通徴収対象者がいない場合、事業所用控えとしてご使用ください。

普通徴収者の報告人数と切替理由欄の人数は一致させてください

給与支払報告書の内容に訂正または追加がある場合

■訂正

既に提出した給与支払報告書（個人別明細書）の内容に訂正がある場合は、新たに正しい内容の個人別明細書を1枚作成してください。そして、給与支払報告書（総括表）と個人別明細書の上部余白にそれぞれ朱書きで「**訂正分**」と記入し、該当者分のみ再提出してください。

なお、徴収区分（特別徴収・普通徴収）のみを訂正する場合は、以下の届出書を提出してください。

○特別徴収者を普通徴収者として提出した場合 → 特別徴収切替届出（依頼）書

○普通徴収者を特別徴収者として提出した場合 → 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

※届出書の様式は高崎市ホームページからダウンロードできます。

高崎市ホームページ→暮らし→市民税→申請・届出→市民税課への提出書類（申請書・届出書ダウンロード）

■追加

既に提出した給与支払報告書（個人別明細書）の報告人数に漏れがあり、追加で提出する場合は、個人別明細書1枚を作成してください。そして、給与支払報告書（総括表）と個人別明細書の上部余白にそれぞれ朱書きで「**追加分**」と記入し、該当者分のみ提出してください。

■記入例【訂正の場合】

給与支払報告書（総括表）

令和7年度(令和6年分) 給与支払報告書(総括表) ※ 1月31日までに提出してください													指定番号	
市長 宛 令和7年1月21日提出													01111111	
訂正分													事業種目	
〒370-8501													サービス業	
給与支払者所在地 高崎市高松町35-1													受給者数	
(フリガナ) タカサキ カブシキガイシャ													特別徴収者(給与天引き) 1人	
名称 高崎株式会社													普通徴収者(個人納付) 0人	
(フリガナ) タカサキ タロウ													合計 1人	

**訂正または追加の
該当者分のみ記入**

+

給与支払報告書（個人別明細書）

訂正分												
⑦ 給与支払報告書(個人別明細書)	※区分											
	支払を受ける者 氏名											
	タカサキ カズオ											
	高崎 一男											
延別 支払金額 控除後の金額 所得控除の合計額 源泉徴収税額												
免除対象配偶者 配偶者(等別) 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) 16歳未満児童の数(本人を除く) 障害者												